

令和 8 年度第 2 回松江市教育委員会会議

日時：令和 8 年 6 月 3 日（水）10：00～

場所：松江市役所 教育委員会室

出席委員：青木教育長、塩川委員、原田委員、大谷委員、鷗鵜委員

1 開会宣言（青木教育長）

2 新教育委員の紹介

○青木教育長

最初に新任の鷗鵜侑教育委員を御紹介させていただく。2 期 8 年間、教育委員会としてお務めになり、5 月 20 日付で退任をされた金津委員の後任として、去る 3 月 26 日開催の 2 月定例市議会において選任同意を受けられた。

任期は令和 8 年 5 月 21 日から令和 12 年 5 月 20 日までの 4 年間となっている。

それでは、鷗鵜委員から就任の御挨拶をいただきたいと思う。よろしくお願いします。

○鷗鵜委員

鷗鵜である。皆様よろしくお願いします。

責任のある会ということで緊張しているが、ちょうど息子が小学校 1 年生になったばかりで、一緒に勉強しながらいろいろと携わっていければと思うため、よろしくお願いします。

○青木教育長

本日の会議は議案が 4 件、その他報告案件が 4 件となっている。

審議に先立ち、議第 6 号、松江市社会教育委員の委嘱についての公開・非公開の取扱いについてお諮りする。

なお、会議規則第 2 条第 1 項但し書きによると、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により、出席した教育長及び委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとなっている。

議第 6 号は、人事に関する案件であるため、会議を非公開として開催したいと考え

ている。

なお、会議規則第 2 条第 2 項により、この発議については、討論を行わずにこの可否を決することとなっている。

公開・非公開の取扱いについてお諮りする。議第 6 号について、非公開の取扱いとすることに御異議はないか。

………異議なし………

御異議がないため、議第 6 号については非公開での審議とさせていただく。

この決定により、教育委員会会議を一旦閉じたあとに、引き続き非公開で会議を開催し、議第 6 号について審議を行うため、委員の皆様はよろしく願います。

3 会議録の確認（令和 7 年度第 15 回）

………修正なし………

4 会議録署名者の指名（塩川委員、鷗鷗委員）

5 議事【議案 5 件】

○青木教育長

それでは、事務局より説明をお願いします。

【議第 3 号 出雲かんべの里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について】

○岸本生涯学習課長

議案は 3 ページから 6 ページまでである。

3 ページをお願いします。このたびの改正は、出雲かんべの里の利用者に適正かつ応分の負担を求めるため、工芸館利用料金及び民話館入館料の基準額を改正するものである。

まず、はじめに料金改定の考え方とこれまでの経緯について御説明をする。

公共料金の使用料金については、本市の公共施設使用料設定の基本方針に基づき、3 年ごとに見直しを行うこととなっている。

コロナ禍により、令和 3 年の改正は見送り、観光施設や集会施設は令和 7 年 4 月か

ら、スポーツ施設については日常的な市民の利用が多いということで、1年間料金改定を見送り、令和8年4月から料金改定を行っている。

出雲かんべの里については、民話館の運営方針について検討を行うため、料金改定を見送っていたところである。

民話館の運営方針については、開館当初から30年以上語り継がれてきた民話の伝承やこどもの語り部の育成など、民話を口承により後世へと残していくというこれまでの活動の意義を途絶えさせないために、松江の歴史・文化を伝える社会教育施設として継続するという方針が決定したことから、このたび料金改正をするものである。

料金改正の考え方については、基本的には公共施設使用料設定の基本方針に基づき、受益者の負担割合が50%未満の施設については50%となるよう料金改定をするが、受益者に過度の負担を生じさせないように、激変緩和措置として、料金改正は現行料金の1.3倍を超えない額とする。

まず、工芸館については、受益者負担を50%とすると大幅な増額となるため、交流ホール及び実習棟については、激変緩和措置として、営利・非営利、それぞれ現行料金の1.3倍、端数調整により10円未満を切り上げて改正をしている。

続いて、4ページをお願いします。民話館については、先ほど申し上げた料金改定の基本方針に基づき、受益者負担50%とし、大人は現行料金410円から450円へ40円の増額改定。小・中学生のこどもは、現行料金200円から230円へ30円の増額改定をする。なお、こどもは大人の半額とし、10円未満は切り上げをしている。

また、団体については、通常料金の8割とし、こどもはその半額としている。

施行期日については、令和9年4月1日を予定している。

説明は以上である。よろしくをお願いします。

○青木教育長

説明が終わった。御質問や御意見はないか。

○原田委員

受益者負担50%というところの具体的な説明をもう少ししてもらっても良いか。

○岸本生涯学習課長

受益者負担 50%というのが、施設の維持管理等に関わる費用の応分の負担をいただくということで、この施設の場合、半分は受益者の方に負担いただくという意味である。

○原田委員

それを計算していくと、この金額になるということか。

○岸本生涯学習課長

そのとおりである。

○原田委員

ここの民話館に定期的に行っている学校などはあるか。

○岸本生涯学習課長

定期的に行っている学校というのは現在把握をしていない。ただ、学校として授業の一環、あるいは団体で小学生とか親子連れが見学しているというのは聞いている。

○原田委員

一番近い学校はどこになるのか。

○岸本生涯学習課長

大庭小学校である。

○原田委員

承知した。

○青木教育長

ほかにあるか。

○大谷委員

私もかんべの里に何度かお邪魔したことがあって、とても雰囲気良くて良いと思う。語り部の育成などはとても良いことなのだが、交流ホールや実習棟の稼働率的なところがもし分かれば教えていただけるか。

○岸本生涯学習課長

稼働率というか、民話館の入場者数という形でのお答えでもよろしいか。

ここ近年だと、民話館については大体 8,000 人の入館がある。施設全体としては、昨年度の実績で言うと 11 万 3,412 人の方に来場いただいている。ただ、料金に反映するものとそうでないものがあるため、あくまで訪れた方の集計が先ほど申し上げた人数である。

○大谷委員

交流ホールや実習棟の稼働率というか利用はどうか伺ってよろしいか。

○岸本生涯学習課長

まず、交流ホールのほうであるが、人数を集計したものが今手元にはないが、実習棟の人数だと、報告された令和 7 年度実績では 6,553 名の方が御利用いただいている。ここ近年のデータも見ると、令和 3 年から令和 7 年までずっと 6,000 人台の方に御利用いただいている。

○青木教育長

交流ホールは後ほどにするか。全体が 11 万いくら。

○岸本生涯学習課長

そのとおりである。

○青木教育長

ほかにあるか。

………質問・意見なし………

それでは、お諮りをする。議第 3 号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 3 号は承認をされた。

【議第 4 号 （仮称）湖北学園グラウンド整備工事の請負変更契約締結に関する議案の調製依頼について】

○加納教育総務課長

説明にあたり、当日の申出で申しわけないが、参考資料を配付させていただきたいと思うが、よろしいか。

○青木教育長

委員の皆様、事務局より参考資料の配布依頼があった。配付してもよろしいか。
それでは、願います。

○加納教育総務課長

それでは、説明は議案と、ただいまお配りした参考資料で説明をさせていただく。

それでは、議案の 7 ページをお願いします。このたびは、（仮称）湖北学園グラウンド整備工事の請負変更契約締結に関する議案について、松江市長に調製依頼をするものとなっている。

それでは、議案の 8 ページをお願いします。本整備工事については、令和 7 年 9 月議会において議決を受け、契約を締結して、事業に着手をしている。本整備工事を進めていく中で、工事内容の変更が必要となり、令和 8 年 2 月議会には、予算増額と継続費の変更について補正予算を行い、このたび 6 月議会にその工事内容の変更に伴う請負変更契約の締結について議案を提出するものである。

現在、締結している契約金額 3 億 7,587 万円から 1 億 1,421 万 4,100 円増額の 4 億 9,008 万 4,100 円へ契約を変更するものである。

契約の相手方は、カナツ・佐藤組・庭の川島特別共同企業体である。

なお、工期は予定どおり変更なく、令和 9 年 3 月 30 日までとなっている。

次に、先ほどお配りした参考資料を御覧いただきたいと思う。増額となる工事内容の変更については、資料の右側に一覧表で記載をしている。大きく分類すると、物価の上昇、また、整備対象地の土質の関係のこと、また、既存水路の構造、最後に安全

対策によるものとなっている。

一覧表の②から⑦の番号があるが、これは図面の番号と対応しており、図面で整備箇所をお示ししているものとなる。図面に赤で囲んだ枠がこのたび整備を進めているグラウンドの範囲となっている。

それでは、少し具体的な内容について御説明をする。まず、物価の上昇については①になる。これは単価適用を設計時の令和 7 年 5 月から本契約へ移行した 10 月単価へ見直したことによるものである。

次に、土質に関わるものとしては、②から⑤になる。まず、②は、この整備対象地というのは前所有者により土砂によるかさ上げがなされており、その土砂の中に数 10 cm 台の石や根を含んでいた。当初、こちらの採掘した土砂については、干拓地内の農地に搬出をする予定としていたが、このような石などが含んでいたことにより、当初計画していなかった有料の残土処分場へ搬出する必要性が生じたものとなっている。

次に、③は現地で掘削した土砂は水分を多く含んでいる軟弱な土質であり、そのままでは盛土材やグラウンドの基盤として利用できないことから、セメント系の材料で改良をする必要性が生じたものである。

次に、④は整備対象地西側、学校側になるが、暗渠に用いる管水路について、地盤沈下による破損や漏水を防水するため、地盤の変化にも柔軟に対応できる材料に変更をするものである。

次に⑤である。こちらは着工後に現地を伐採したところ、整備対象地、今度は東側になるが、法面の全面において土砂が多量の水分を含んでいることが判明した。それによって透水マットというものを設置し、湧水対策の範囲を広げるものとなっている。

次に、既存水路の構造に関わるものが⑥になる。こちらは整備対象地の雨水の排水先である南側の既存水路の堆積土砂を撤去して、かさ上げをするにあたり、この既存水路の構造が古くて非常に弱いものということが分かり、当初は重機を傍らに置いて作業をすることとしていたが、それが困難であるということが判明したため、機械による施工をやめて人力による施工をすることとしたものである。

最後に、安全対策については⑦になる。こちらは、②において土砂の搬出が必要となったことから、土地改良区の所有する道路を工事用道路として利用するにあたり、警察、地元、土地改良区等との協議によって交通誘導員や敷鉄板の追加が必要となったため、増額をするものとなっている。

説明は以上である。よろしくお願いします。

○青木教育長

説明が終わった。御質問や御意見はあるか。

○大谷委員

こういうことは全く素人であるため、素人の質問なのだが、結局、最初の契約額から見ると3分の1の増額になって、非常に大きな額だと思うのだが、こういう工事をするときに、例えば今お話を伺っていると、土の軟度だとか、入っているものに根とか石が入っているとか、そういうことは、始める前にどの程度分かって、どの程度分からないものなのかということを知っていただけたらと思った。

○加納教育総務課長

今、委員からお話があったように、この工事を始める際に事前調査というものを一定程度行う。このたびは、このグラウンド整備地の中で5箇所についてボーリング調査というものをやっている。それは鉄の棒を刺して、その土質の中に根や石が混ざっていないかというのを調査するのだが、この広い土地の中で5箇所であるため、事前調査をしたときには、このような石や根はなかったことから、そういうものがないという形で工事を進めていたが、昨年10月から工事を始めているが、実際掘削等を始めたら石や根が出てきたという状況である。

○青木教育長

ほかにあるか。

○塩川委員

いろいろな工事の途中で今後も物価高騰も含めて課題というか、問題が出てくと思う。先ほどあったように、工期が令和9年3月30日ということで、これをしっかり守って、計画どおりに進めていただきたい。これからいろいろまた課題が出てくと思うが、その都度こういう変更があると捉えてよろしいか。

○加納教育総務課長

まず、工期については、契約後、綿密に業者と打ち合わせも行っている。グラウンドができてから校舎の工事に着手するということもあるため、今年度中に終わるという形で打ち合わせをしながら進めているところである。

今後、また何か変更が生じるかということであるが、やはり土地の整備というのは、どうしても工事の中で変更が起きやすい種別だということは聞いているため、出てくる可能性はあると思っている。

軽微な変更については、その都度業者と工事担当課で定期的に打ち合わせをして、変更をかけながら工事を進めていくような形となっている。

○青木教育長

ほかにあるか。

○鷗鵜委員

基本的に校舎の全面建替えで進んでいて、まずはグラウンドをつくって、そのあとに仮設校舎を建てるというスケジュールだとは思いますが、ざっくりとした全体のスケジュール感を改めて教えていただけると助かる。

○加納教育総務課長

湖北学園は、図面を見ていただくと、左手が校舎で、黄色で囲っているのが現在の湖北中学校の範囲になっている。このたび校舎は、既存の中学校はそのまま活用して、そこに増築をして、湖北学園の校舎を完成させる予定としている。

流れとしては、現在の校舎の左、資料の左側のグラウンドにまず増築の校舎を建てさせていただく。そこへ現在の中学生在が移動をする。よって、仮設校舎等は建てない形で工事を進めることとしている。

スケジュール的には、今年度、校舎・屋体を建設をさせていただくための実施設計をさせていただき、具体的な校舎の工事は9年度、10年度で実施することとしている。

よって、湖北学園の開校は令和11年4月を目指して準備をさせていただいている。

○青木教育長

中学校はそのまま、そこに3つの小学校がきて、義務教育学校という9年制の学校にして、そこに児童クラブも入る予定である。

ほかにあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをする。議第4号については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

議第4号は承認をされた。

【議第5号 令和9年度使用松江市立皆美が丘女子高等学校用教科用図書の採択の基本方針について】

○門脇事務長

議案の9ページを御覧いただきたい。皆美が丘女子高等学校で使用する教科用図書の採択の基本方針について、松江市教育委員会として定めるものである。

10ページを御覧いただきたい。この基本方針は、島根県教育委員会が決定する県立高等学校用教科用図書の採択の基本方針を参考にしながら作成しており、内容については昨年度のものとは変更はない。

1の採択の基本方針については、関係法令の定めるところにより、公正かつ適正な採択を行うことと、採択は校長の意見を聴取した上で松江市教育委員会が行うの2点である。

2の採択基準については、文部科学省が発行する高等学校用教科書目録（令和9年度使用）に登載されている教科用図書のうちから行うこと。ただし、教科用図書が発行されていない教科については、教科の主たる教材として、教育目標の達成上、適切な図書を採択するとしている。

採択の観点については、皆美が丘女子高等学校の特色、教育目標、生徒の実態及び教育課程に適合したものであるかを考慮した上で厳正に行うものとしている。

最後に、採択に係る留意事項を記載のとおり掲げ、公正かつ適正な採択に向けた準備を進めていくものである。

なお、今後のスケジュールについては、校内で教科ごとに教科書の研究を重ね、校内に設置する教科書選定委員会において教科用図書を選定する予定としており、その後、改めて教育委員会会議に採択案をお諮りしたいと考えている。

説明は以上である。

○青木教育長

説明が終わった。御質問や御意見はあるか。

○大谷委員

採択の観点で、女子高の特色も踏まえてということだったため、校長として、どのようなことを特色として教科書選定を大事にしていかれたいか。今、義務教育ではデジタル教科書の扱いが話題になっているが、その辺りのお考えと、支援が必要な方に対してどのように対応されるかを教えていただけるか。

○多々納校長

大谷委員におかれては、学校運営協議会の委員長としても御活躍いただいているため、学校の事情をよく分かっていただいての御質問だと思っている。よろしくお願いします。

まずは、学校の特色に応じた教科書選定等についてお答えする。本校には、先だつての学校運営協議会でも承認いただいた教育目標があり、主体性を促す教育の推進、規範意識・基本的な生活習慣の醸成、国際教育・英語教育の推進の３点を掲げている。

まずはその３点にブレずに取り組んでいきたいと考えるが、より具体的に申し上げると、本校の生徒の今持っている資質・レベルにあまりかけ離れない教科用図書をしっかりと選定していきたい。それが一番重要な点と考えている。

また、本校では、社会とつながる観点も大切にしているため、より実践的な要素を学ぶことのできる内容を重視していきたいと考えている。これらが教科書選定で重視する点である。

次に、支援が必要な生徒への対応についてであるが、本校では今年度より「自立活動」を教育課程に組み込んでいる。こちらについては、特段の教科用図書があるわけではない。当該生徒の現状、あるいは困り感に合わせての社会的自立を図るための活動になるため、ケース会議等を踏まえながら、その生徒の社会的自立に向かって、適切な準教科書等を用いて指導にあたっていく予定にしている。

デジタル教科書については、義務教育でも高等学校教育でも同様に、その需要・ニ

ーズは拡大傾向にあるが、デジタル教科書を優先して紙ベースの教科書を軽んじるという方向にはどうやらいきそうにない。先だつての新聞報道にもあったように、教育先進国であるスウェーデンにおいても、原点回帰というか、むしろ紙ベースの教科書に戻ってきているということもある。

本校としても、先進的なデジタル教科書占有の考えはなく、デジタル教科書の良い点は考慮しながら、また、デジタル要素を取り込んだ教科書を選考の要素に入れながら考えていきたいと思っているところである。

以上である。

○青木教育長

ほかにあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りする。議第 5 号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

議第 5 号は承認をされた。

続いて、議第 6 号については、会議の冒頭に決定したとおり、後ほど非公開での審議とする。

6 その他報告【4 件】

それでは、事務局から説明をお願いする。

【その他報告（1） 専決処分の報告について（令和 7 年度松江市一般会計補正予算（第 11 号）（教育予算））】

○加納教育総務課長

議案は 13 ページをお願いします。本報告については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和 8 年 3 月 31 日に令和 7 年度松江市一般会計補正予算（第 11 号）について専決処分を行ったものである。

15 ページに概要を載せている。件数で申し上げますと、歳入が 1 件、歳出が 4 件となっている。

続いて、16 ページをお願いします。はじめに、歳入について御説明をする。

①企業版ふるさと松江寄附金は、松江市ふるさとづくり寄附条例に基づき、使い道を指定した寄附金の申出があったため、寄附者の意向を尊重し、教育の振興を目的として寄附金 100 万円を受入れ、「夢☆未来」ふるさと・キャリア教育推進事業費に充当をしている。

次に、議案 17 ページをお願いします。歳出については、給料・手当等職員人件費の決算見込みによる増額となっている。

説明は以上である。よろしくお願いします。

○青木教育長

説明が終わった。御質問や御意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、以上でこの件については終了とする。

【その他報告（2） 議会の委任による専決処分の報告について（松江市立揖屋小学校校舎長寿命化改良（建築）工事の請負変更契約締結）】

○加納教育総務課長

議案の 18 ページをお願いします。松江市立揖屋小学校校舎長寿命化改良（建築）工事の請負変更契約について専決処分を行ったため、議会へ報告するものである。

続いて、19 ページの専決処分書を御覧いただきたい。地方自治法の規定により、予定価格が 1 億 5,000 万円以上の工事請負契約を締結する場合には、議会の議決に付さなければならないとなっており、本工事についても、契約金額が 9 億 3,000 万円余りであったため、令和 6 年 7 月 3 日に議会の議決を受け、契約を締結していた。

その後、外壁塗装の変更などにより工事費が増額となり、4 回の変更契約を締結し、現在の契約金額は 9 億 6,906 万 400 円となっている。

議会の議決を受けた契約案件については、同じく地方自治法等の規定により、契約変更の金額が元の契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、1,000 万円以下の軽微な変更であった場合は、市長が議会に代わって決定することができ、それを議会に報告しなければならないとなっている。よって、今回、直近の議会である 6 月議会において報告するものである。

契約変更は、令和 8 年 2 月 25 日に行っている。産業廃棄物処理の実施数量の精算

などにより、工事費が 730 万 8,400 円増額となり、増額後の契約金額が、9 億 7,636 万 8,800 円となったものである。

説明は以上である。よろしく願います。

○青木教育長

説明が終わった。御質問や御意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、以上でこの件については終了とする。

【その他報告（3） 議会の委任による専決処分の報告について（松江市立揖屋小学校校舎長寿命化改良（電気設備）工事の請負変更契約締結）】

○加納教育総務課長

議案の 20 ページを御覧いただきたい。こちらのほうは、松江市立揖屋小学校校舎長寿命化改良（電気設備）工事の請負変更契約について専決処分を行ったため、先ほどその他報告（2）で御説明したとおり、地方自治法の規定により議会へ報告するものとなっている。

続いて、21 ページの専決処分書を御覧いただきたい。本工事については、契約金額が 1 億 6,500 万円だったため、令和 6 年 7 月 3 日に議会の議決を受け、契約を締結していた。

契約変更は令和 8 年 2 月 25 日に行い、保安基盤の設置場所の変更や監視カメラの交換等に伴い、工事費が 120 万 100 円増額となり、増額後の契約金額が 1 億 6,620 万 100 円となったものである。

説明は以上である。よろしく願います。

○青木教育長

説明が終わった。御質問や御意見はあるか。

○原田委員

カメラの増えた分というのは、カメラを付ける場所が増えたということか。

○加納教育総務課長

このたびのこの監視カメラは、実は元々付いていたものを再利用しようと思っていたのだが、古くて再利用ができなくなり、付いていたところのものを新しく交換したような形になっている。

○原田委員

場所が増えていないということか。

○加納教育総務課長

そのとおりである。

○青木教育長

ほかにあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、以上でこの件については終了とする。

【その他報告（４） 議会の委任による専決処分の報告について（竹矢公民館建設（建築）工事の請負変更契約締結）】

○岸本生涯学習課長

議案集の 22 ページ、23 ページをお願いします。竹矢公民館建設（建築）工事の請負変更契約について専決処分を行ったため、議会へ報告するものである。

地方自治法の規定により、予定価格が 1 億 5,000 万円以上の工事請負契約を締結する場合には、議会の議決に付さなければならないとなっており、本工事においては、金額が 3 億 1,658 万円だったため、令和 7 年 10 月 7 日に議会の議決を受け、契約を締結していた。

その後、石綿含有及び特別管理産業廃棄物として疑われる建材について分析調査を行い、適切な解体・運搬及び処分を行ったことにより、工事費が 504 万 7,900 円増額となり、増額後の契約金額が 3 億 2,162 万 7,900 円となる変更契約を令和 8 年 1 月 22 日に締結している。

議会の議決を受けた契約案件については、先ほどの教育総務課長の御説明と同様で

あり、地方自治法等の規定により、直近の議会である 6 月議会において報告するものである。

契約変更は令和 8 年 5 月 8 日に行い、解体運搬費及び処分料の精算などにより、工事費が 326 万 1,500 円増額となり、増額後の契約金額が 3 億 2,488 万 9,400 円となったものである。

説明は以上である。よろしく願います。

○青木教育長

説明が終わった。御質問や御意見はあるか。

………質問・意見なし………

それでは、以上でこの件については終了とする。

○岸本生涯学習課長

かんべの里で大谷委員様より御質問いただいた件についてお答えさせていただきたいと思う。

交流ホールの実績であるが、令和 6 年度の利用件数ということでお答えさせていただきたいと思う。

利用件数は 97 件という実績があった。そのような回答で申しわけないが、よろしく願います。

7 次回教育委員会会議の予定

【令和 8 年度第 3 回教育委員会会議】

日時：令和 8 年 7 月 23 日（木）10：00～

場所：教育委員会室

8 その他

○青木教育長

事務局から何かあるか。

○加納教育総務課長

お手元の資料のうち、不要な資料があったら机の上に置いてお帰りいただければと思う。よろしくお願いします。

○塩川委員

女子高の校長先生、事務長に出席していただいているため、お尋ねしたいことがある。昨年度再編をされて、新1年生入学ということで、新たなスタートを切られたと思う。おそらくそこまで状況が変わっているとは思わないが、学校全体として状況に変化などがあればお知らせいただきたい。

○多々納校長

女子高については、昨今、山陰中央新報を中心に持ち上げられることも多く、地域の期待、あるいは要望もいただいていると実感している。

今年度、御指摘のように定員を30人減じて、国際コミュニケーション科の募集を停止し、普通科のみの単位制学校へと移行したところである。定員90人に対して入学生は81名ということで、定員割れしてしまったことについては責任を痛感しているが、入ってきてくれた生徒たちは現状とても伸びやかに生活している。

特に今年度の、入学者選抜で特徴的だったのは、長期欠席者枠というか、長期欠席を前提とした入試に取り組んだ受検生が各校におり、本校にも少数だが2名いた。そうして入学した生徒たちについては特に気を配って見ているが、1人はとても順調に毎日学校に来て、部活動にも入り、中学校のときに不登校であったことが疑われるぐらいに順調に過ごしている。

もう1人も、4月は頑張っていたが、少し疲れも出てきたのか、欠席、早退等はあるものの、それでも学校には登校するほうが多いという状況である。そういう特別な長期欠席者で入った生徒たちの動向はこれからも注視はしていきたいと思うが、今のところは概ね順調に過ごしている。

その他の特徴的なこととしては、今年度から主体的なボランティア、社会体験活動を強く推奨する方向に舵を切った。外部の関係機関、松江市役所も含めて機会の情報提供をお願いしたところ、特に地域の公民館から多くの情報提供をいただき、あくまでも主体性を尊重するため、無理強いすることなく情報提供をしていると、1年生のみならず、2、3年生を含めて積極的に主体的に手を挙る生徒が目立って出てきている。

特に1年生は単位認定の対象となるため、その動きが例年にも増して強いと思っている。

具体としては、4月当初から放課後児童クラブの学習支援に定期的に参加して、想定時間をはるかに超える経験を積み始めている1年生もいる。これは例年にはない動きであり、放課後の時間を中心に生徒たちに余白時間を提供したことの成果の一種と考えてもよいだろう。今のところは順調に推移していると思っている。

皆様でお気付きの点等、お伝えいただければ、参考にしながら、生徒を上手く成長に導くように努力していきたいと考えており、今後ともよろしく願います。

以上である。

○塩川委員

御丁寧な御説明、感謝する。いろいろな面で期待しているため、よろしく願います。

○青木教育長

ほかにあるか。

それでは、ここで委員会を一旦閉会し、冒頭決定したように非公開での審議に切り替える。関係者以外の方は御退席をお願いする。

以下は人事案件であるため、会議時点では非公開であったが、任命及び委嘱を行い、任期が開始しているため、会議録は公開する。

○青木教育長

それでは、非公開で委員会を再開する。

5 議事

○青木教育長

それでは、事務局より説明をお願いする。

【議第6号 松江市社会教育委員の委嘱について】

○岸本生涯学習課長

議案集の 11 ページをお願いします。社会教育委員は、社会教育法第 15 条に基づき設置される委員で、本市の条例により学校教育や社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う方や学識経験者の中から教育委員会が委嘱することとしている。

このたび、任期途中で委員 1 名の退任があったため、後任の委員の委嘱についてお諮りするものである。別紙の委員名簿をお願いします。

このたび新たに委嘱する委員は、右側の表に網かけをしているが、松江青年会議所からの選出である落合彰様である。

任期は本日、令和 8 年 6 月 3 日から、前任委員の在任期間である令和 9 年 6 月 30 日までである。

説明は以上である。よろしくをお願いします。

○青木教育長

説明が終わった。御質問や御意見はあるか。

………質問・意見なし………

それでは、お諮りをする。議第 6 号について、承認することとしてよろしいか。

………異議なし………

議第 6 号は承認をされた。

9 閉会宣言（青木教育長）